

論壇

貸倒損失と消滅時効

1. はじめに

貸倒損失において債権放棄が議論されることはよくあるが、消滅時効は行政通達に言及がないこともあり

2. 時効制度について

まず、消滅時効について整理する。時効制度には、「消滅時効」と「取得時効」が存在する。

消滅時効とは、一定期間の経過により、権利が消滅する制度であり、取得時効は、一定期間の経過により、継続した事実状態により、継続した事実状態に権利を付与する制度である。

3. 消滅時効の中断

債権を一定期間行使しないと、時効消滅してしまうが、一定期間内に権利行使すると、進行していた時効期間は振り出しに戻る。

中断という言葉からすると、期間進行が一旦止まり、中断事由消滅後に改めて残余期間が進行するよう

求は、中断事由としての「請求」ではないので注意が必要である（民法149条から151条）。

4. 短期消滅時効

民法における消滅時効の期間は10年であるが、それよりも時効期間が短い債権も多数存在する。

5. 貸倒損失に関する裁判例の検討

貸倒損失につき、法人は損金計上することができ（法人税法22条3項3号）、個人は事業所得等における必要経費に算入することができる（所得税法55条2項）。

不明確であり、課税庁に貸倒損失としての処理を否認されることもよくある。貸倒損失の類型としては、法律上の原因（会社更生法、民事再生法、債権放棄など）により債権が消滅する「法律上の貸倒損失」と、債権自体は存在するが、債務者が無資力であり



馬淵 泰至 【麻布】

回収が事実上不可能な場合の「事実上の貸倒損失」に大別できる。消滅時効による貸倒損失は、債権が消滅するので、法律上の原因による貸倒損失といえる。

法律上の貸倒損失に関する裁判例としては、大阪地裁昭和33年7月31日判決が参考になる。同裁判例は、債権放棄の事案につき、「法人が何らかの理由で債権の全部又は一部を放棄した場合において、そのすべての場合に、その放棄した債権の部分を法人税法上損金として算入することを許され

るとするならば、法人は国庫の損失において自由に自己の利益を処分して、それに対する税を免れ得る結果となり、このようなことは法人税法上到底底意容できないところであり、右債権が回収不能である場合即ち債権が無価値に帰した場合にのみその債権の放棄を損金として算入し得るものと解すべく、債権が回収不能であるかどうかは、単に債務者が債務超過の状態にあるかどうかによって決すべきものではなく、たとえ債務超過の状態にあるとしてもなお支払能力があるかどうかによって決定すべきものである。法人である債務者において、債務超過の状態が相当の期間継続し他から融資を受ける見込みもなく到底再起の見通しがなく、事業を閉鎖あるいは廃止して休業するに至ったとか、会社更生などの手続を採ってみたが債権の支払を受け得られなかったなど、債権の回収ができないことが客観的に確認できる場合であってはじめて回収不能と判定すべきである。」と判示している。

つまり、全ての債権放棄を貸倒損失として損金計上できるとすると、利益操作により不当に課税を免れることが可能になり、課税の公平も図れなくなるので、債権放棄の事情として、回収不能性が客観的に明確であることを厳格に要求しているのである。

さらに、平成16年12月14日最高裁判決は、債権放棄の事案につき、回収不能性の判断につき、法人の各事業年度の所得の金額の計算において、金銭債権の貸倒損失を法人税法22条3項3号にいう「当該事業年度の損失の額」として当該事業年度の損金の額に算入する場合には、当該金銭債権の金額が回収不能であることを要すると解される。そして、その金額が回収不能であることは客観的に明らかでなければならぬが、そのことは、債務者の資産状況、支払能力等の債務者側の事情のみならず、債権回

6. 貸倒損失における消滅時効の評価

ここから先は私見となるが、全ての消滅時効債権を貸倒損失として損金計上するには必要経費計上できないとすると、債権放棄の場合と同様、債務者と結託することによって、不当に課税を免れることが可能になり、課税の公平も図れなくなるという弊害が生じる。そこで、消滅時効債権を貸倒損失とする場合においても、回収不能性が客観的に明確であることを要件とし、債務者側の事情のみならず債権者側の事情を総合考慮して判断されるべきと考える。

もっとも、債権者が任意に行う債権放棄と事情が異なり、消滅時効は、債務者側の援用により、強制的に債権が消滅するというものである。よって、回収不能性の判断においては、債権放棄

7. まとめ

債権回収は、多大なコスト（労力、時間、費用）がかかる一方、債務者の無資力など様々な理由で回収が成功しないことも多い。さらには、時効を中断しようとしても、債務者が債権を承認しない限り、訴訟提起を余儀なくされ、多大なコストが必要となる。そこで、債権

情のみならず債権者側の事情も考慮すべきと判示した。なお、所得税の事案においても、裁判所は、債権放棄を貸倒損失として必要経費に計上する場合の要件として、回収不能性を要求している（東京高裁平成元年9月27日判決、名古屋高裁平成4年10月21日判決など）。